

グループホームのどか

運営規程

# グループホームのどか 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社シンエー（以下「事業者」という。）が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めたものである。

(運営方針)

第2条 この事業は、要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対して、共同生活住居 という小規模で家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練などの支援を提供し、これらの高齢者がこのような支援に支えられて、それぞれ有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを通じて、高齢者の生活の質の向上と家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の実施に当たっては、関係地方自治体や地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称・所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホームのどか

(2) 所在地 埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目79番地1

(職種及び職員数)

第4条 事業所従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

(1) 第1共同生活住居(ユニット1) 1階

- ① 管理者 1名
- ② 計画作成担当者(兼務) 1名
- ③ 介護職員 常勤換算方法で3人以上

(2) 第2共同生活住居(ユニット2) 2階

- ① 管理者(兼務) 1名
- ② 計画作成担当者(兼務) 1名
- ③ 介護職員 常勤換算方法で3人以上

(職務内容)

第5条 前条に定める職種の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、ユニット従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、利用者はもとより、家族や介護職員の希望や意見を聞き、  
利用者の能力や心身の状況を勘案して、利用者がより良い生活ができるよう、最善

の介護計画を作成する。

### (3) 介護職員

介護職員は、介護計画に基づき、利用者の健康管理に当たるとともに、能力に応じて自立した生活ができるよう、介護サービスを提供する。

### (利用定員及び居室数)

第6条 事業所の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

第1 共同生活住居	利用定員	9名	居室数	9室
第2 共同生活住居	利用定員	9名	居室数	9室
合 計	利用定員	18名	居室数	18室

### (認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容と提供方法)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容と提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況を勘案した上で介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行う。この際、利用者の人格を尊重するとともに、利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的環境の中で生活がおくれることにより達成感や満足感を得て自信を回復するよう配慮するものとする。

- (2) 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努めるものとする。
- (3) 介護サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法について十分な説明を行う。
- (4) 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護職員が共同で行うよう努めるものとする。
- (5) 介護サービスの提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- (6) 利用者に対して、その利用者の負担により、事業所外の者による介護を受けさせない。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その額の1割とする。

2 その他の費用として、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費            1ヶ月                            67,050円/月

(2) 食材料費 1ヶ月(30日あたり) 40,350円/月

(3) 光熱水費 1ヶ月(30日あたり) 16,050円/月

(4) おむつ代 実費

(5) 理美容代 実費

(6) その他日常生活において通常必要となる費用 実費

※ 月の途中に入居する場の居住費・食材料費・光熱水費は、日割り計算とする。

※ 上記の他に入居から30日間に限り1日当たり30円の初期加算がされます。

※ 医療連携加算として1日当たり39円が加算されます。

※ 看取り加算として死亡日以前45日を上限とし加算されます。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰが加算されます。

※ 介護職員等特定処遇加算Ⅱが加算されます。

※ 介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

※ 入居期間中に入院された場合は1ヶ月に6日を限度として246単位加算されます。

※ 口腔衛生管理体制加算1ヶ月当たり30単位が加算されます。

3 上記に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サー

ビスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(入居の開始)

第9条 この事業所における介護サービスは、要介護者であって認知症の状態にある高齢者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない高齢者に提供する。

2 入居申込み者、及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料の額その他

入居申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、

入居に際しては、入居及び認知症対応型共同生活介護の提供に関する契約を文書により締結する

ものとする。

3 入居申込者に必要なサービスを提供することが困難であると認めるときは、他の事業者、施設、病

院等を紹介するなどの適切な処置を速やかに講じるものとする。

4 入居申込者の入居・利用に際して、主治医の診断等により当該申込者が認知症の状態にあること

を確認する。

5 入居申込者の入居・利用に際して、その者の心身の状況、生活歴・病歴等の把握に努めるものと

する。

6 入居申込者の入居・利用に際して、利用者が共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のル

ールを守って生活するよう、利用者及びその家族に対して説明を行うものとする。

(退居)

第10条 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

2 利用者の退居の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援

事業者への情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(衛生管理)

第 11 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応)

第 12 条 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡・搬送する等の措置を講じるものとする。

【協力医療機関】 江口医院



【歯科医】 健友会

【協力介護施設】 特別養護老人ホーム パストーン

- 2 利用者が入院治療を要する等、利用者に対する事業所におけるサービスの提供が困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他適切な措置を速やかに講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 火災、地震、風水害等の非常災害に備えるため、消火設備、非常放送

設備等、必要な設備を設けるとともに、防火管理者を置いて消防計画を作成し、入居者も参加した消防・避難訓練等を年 2 回以上実施するものとする。

(記録の整備)

第 14 条 日々の運営及び利用者等に対するサービスの提供等に関する事項を記

録し、常時事業所の状況を的確に把握できるよう、次に掲げる記録を備えるものとする。

(1) 管理に関する記録

①事業所日誌

②職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

③月間及び年間事業計画並びに事業実施状況表

(2) 入退居に関する記録

(3) 介護サービスに関する記録

①利用者等の台帳（生活歴、病歴、家族状況等を記録したもの）

②利用者等のケース記録

③介護、機能訓練等の記録

④診察に関する記録

⑤献立及び食事に関する記録

(4) 記録の閲覧

利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所において、当該利用者に関する第3項のサービス実施記録を閲覧できるものとする。

(5) サービス実施記録の複写の交付

利用者は、当該利用者に関する、第3項のサービス実施記録の複写の交付物を受け取ることができる。交付代には別途実費を徴収するものとする。

交付料金 1部 10円

(6) 会計経理に関する記録

(7) 事業所の設備に関する記録

(勤務体制の確保等)

第15条 利用者に対し適切な介護サービスを提供できるよう、職員の勤務体制の確保・整備に努めるものとする。

2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

3 従業者の質的向上を図るため、研修の機会を確保するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 施設における虐待の防止のための指針を整備

4 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）実施

5 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束)

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 従業者は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳正に保持するものとし、従業者でなくなった後も同様とする。またこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 居宅介護支援事業者又はその従業者との間で、入退居者の紹介の代償として、金品その他財産上の利益の供与・收受を厳に行わないものとする。
- 5 介護サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 6 この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 7 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 8 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社シンエーの役員と事業の管理者との協議に基づき定める。

附 則 この規程は、平成23年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成23年12月 1日より一部改定、施行する。

この規定は、利用料等 第 8 条の 2 (1) (2) (3) 利用料金の変更を

令和 4 年 10 月 1 日より一部改訂、施行する。

この規定は、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条 7 号を

追加し、令和 6 年 1 月から施行する。